

保護者 様

三 島 市 教 育 委 員 会

学校の教育活動の再開について

万緑の候、保護者の皆様におかれましては、日頃から、三島市立小中学校の教育活動に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。また、この度の臨時休業期間においても、様々な面で、ご理解、ご協力を賜り重ねて感謝申し上げます。

さて、三島市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の対策として、児童生徒の感染防止を最優先に考え、令和2年5月31日までを臨時休業期間としていましたが、5月14日に、本県に対する緊急事態宣言が解除されたことを受け、分散登校等の準備期間を経た上で、下記のとおり、6月1日から三島市立小中学校の教育活動を再開する予定です。再開後につきましても、引き続き、各学校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、これらのことについては、令和2年5月27日時点のものであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を鑑みて、変更の可能性もあることをご承知おき願います。

記

- 1 学校の教育活動再開日
令和2年6月1日（月）
- 2 学校給食について
令和2年6月1日（月）から実施します。
- 3 学校における感染症対策について
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）」（文部科学省）に従い、各学校では、できる限りの新型コロナウイルス感染症対策（安全衛生用品の配備、換気、手洗い・うがい指導等）を実施します。
なお、令和2年5月27日現在、三島市は、別紙の「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（文部科学省）において、「レベル1」に該当しています。
- 4 長期休業期間について
子供の学びを保障するため、夏季休業期間及び冬季休業期間を短縮します。
(1) 夏季休業期間 令和2年8月8日（土）から令和2年8月19日（水） 12日間
(2) 冬季休業期間 令和2年12月26日（土）から令和3年1月5日（火） 11日間
- 5 各ご家庭へのお願い
(1) お子様の、毎朝の検温や健康観察等をお願いいたします。
(2) お子様の登校の際には、マスクを着用させていただきようをお願いいたします。
(3) 発熱等の症状があり感染が疑われる場合について
すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ医療機関等に電話等で相談するとともに、その指示に従ってください。
※帰国者・接触者相談センターの連絡先
東部保健所：050-5371-0561 050-5371-0562（平日8時30分～17時15分）
050-5371-0561（土、日、祝日を含む上記以外の時間）
- 6 連絡の徹底について
お子様、同居のご家族に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合、又は「帰国者・接触者相談センター」等に相談し、指示を受けた場合は、必ず学校にご連絡ください。

担 当 学校教育課 指導係
電話番号 983-2671

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22Ver1) 文部科学省 (一部抜粋)

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度(最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施 ²	リスクの低い活動から徐々に実施 ² し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル3」・ **生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域**
(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・ **生活圏内の状況が、**
① **「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域** (特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域) 及び
② **「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域**

「レベル1」・ **生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの** (新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

【北中学校の学校生活における配慮事項】

<登校時>

- ・健康観察カードのチェックをおこないます。朝の検温やカードを忘れた生徒には検温をおこないます。
- ・更衣室での着替えの回数を減らすため、体育着またはその代わりとしてのワンポイント白Tシャツでの登校を許可します。

<授業>

- ・3密にならない工夫をします。
(学習内容の順序の変更、生徒どうしが近距離で対面しない活動等)
- ・室内の授業は窓を開けておこないます。
- ・マスク着用の徹底をします。(体育で外す必要がある場合は、生徒間の距離の確保等の配慮)
- ・運動や作業後における石けんでの手洗いの徹底をします。

<休み時間>

- ・教室の換気をおこないます。
- ・外や移動教室から戻ってきたときは手洗いを励行します。

<給食>

- ・給食前に、ドアの取手・スイッチ・手すり等生徒がよく触れる場所を消毒します。
- ・手洗いと消毒を徹底します。
- ・給食当番の衛生管理をチェックします。
- ・給食準備、食事中の会話を控えるよう指導します。

<清掃>

- ・清掃後の手洗いを励行します。
- ・必要の無い会話は控え、静かに清掃をおこなうようにします。

<帰りの会>

- ・健康状態の確認をします。少しでも体調がすぐれない場合は、部活動への参加を見送る指導をします。

<部活動>

- ・活動中に体調が悪くなったら、すぐに部活動を中断します。
- ・換気や練習内容の工夫をして、3密にならない状態で活動をします。
- ・できるだけ用具の共用はしないようにします。
- ・練習の前後の手洗いと消毒を徹底します。
- ・マスクを外す必要が無いときは、マスクをするように指導します。

<下校時>

- ・更衣室での着替えの回数を減らすため、体育着またはその代わりとしてのワンポイント白Tシャツでの下校を許可します。

その他、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22Ver.1)」(文部科学省)に従って、できる限りの対策のもとで教育活動をおこなっていきます。御理解、御協力をお願い致します。